

- 都市公園・子供の広場の使用で、使用料の減額・免除を受ける方へ
活動の内容を把握するため、以下への記入もお願いします。

1 使用料を減額又は免除を申請する理由

- 地域活動（自治会活動、地域の青少年等育成事業、地域の高齢者の健康促進事業など）
※営利の活動は除きます。

（地域的な市民の組織がその組織に属する市民一般の利用に供するために使用するとき。 東久留米市都市公園における使用料の免除に関する基準第2条第1号）

（市の指導監督を受け、市の事務、事業を補佐し、又は代行する団体において、補佐又は代行する事務、事業の用に供するため使用するとき。行政財産使用料条例第5条2号）

会員等の構成

| | |
|----------|----|
| 会員数 | 名 |
| うち東久留米市民 | 名 |
| （うち※ | 名） |

※〇〇小学校在校、〇〇町△丁目在住 など）

- 学校等の授業、市及び指定管理者の事業

（市及び市の公の施設の指定管理者が主催する事業で使用するとき。 都市公園条例施行規則第8条2項4号）

- 社会福祉事業

高齢者の福祉を増進するために使用するとき。（都市公園条例施行規則第8条第2項1号）

母子家庭等及び寡婦の福祉を増進するために使用するとき。

（都市公園条例施行規則第8条第2項2号）

児童の福祉を増進するために使用するとき。（都市公園条例施行規則第8条第2項3号）

障害者の自立及び社会参加の支援等のために市内の団体が使用するとき。

（都市公園条例施行規則第8条2項5号）

身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳、療育手帳制度要綱に規定する療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれらの者に同行し介護する者が使用するとき。（都市公園条例施行規則第8条第2項6号）

- 官公署が公益のために使用するとき。（都市公園条例施行規則第8条第2項7号）

- 上記に準じる理由による

（ ）

- 2 当日の参加者数 名

- 3 活動内容がわかる、事業の開催要項・パンフレット等を添付してください。